

ひとり暮らし高齢者地域の見守り事業運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ひとり暮らし高齢者地域の見守り事業実施要綱（平成16年4月1日施行）に基づき、必要な事項を定め、在宅で生活を営むひとり暮らし高齢者の安否確認を行うと共に、地域の人と交流を図ることで閉じこもりや孤立を防ぎ、ひとり暮らし高齢者が住み慣れた地域で安心した生活を送れるよう支援することを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業は、社会福祉法人福井市社会福祉協議会（以下「福井市社協」という。）の補助事業として地区社会福祉協議会（以下「地区社協」という。）が実施するものとする。

(運営委員会)

第3条 地区社協は、この事業を円滑に推進するため、運営委員会を設置することとする。

2 運営委員会は、年1回以上開催するものとする。

(対象者)

第4条 この事業の対象者は、閉じこもりや身体状態等から見守りが必要な原則70歳以上のひとり暮らし高齢者とする。

(事業内容及び事業実施回数)

第5条 地区社協は、会食会又は利用者宅まで配食を実施し、その際に声かけや交流を図り、対象者の孤立防止と見守りを行うものとする。

2 この事業は、利用者一人当たり年2回以上実施することとする。ただし、本要綱第10条第1項第1号に定める補助金交付の対象となるのは、利用者一人当たり年18回までとする。

(利用者負担金の徴収)

第6条 地区社協は、原則として利用者から一部負担金を徴収するものとする。

(関係機関等との連携)

第7条 地区社協は、事業の実施に当たり福井市社協、福井市保健所その他関係機関・団体等と連携を保ちながら、事業の円滑な運営を図るものとする。

(安全衛生の確保)

第8条 福井市社協は、この事業の安全を確保するため全国社会福祉協議会が運営する「福祉サービス総合補償」及び「ふれあいサロン傷害補償」に加入することとする。

2 地区社協は、食中毒等事故の防止対策に留意するものとする。

(事業計画書及び事業報告書)

第9条 地区社協は、利用者、食事方法、経費内訳及び利用者負担額等を明らかにした事業計画書及び事業報告書を福井市社協に提出するものとする。

(補助金の交付)

第10条 福井市社協は、事業にかかる経費について、次の基準により算出した額を補助金として交付する。

(1) 食事補助金(利用者分)

1 食単価450円以上の食事に対し、250円を補助する。ただし、利用者から負担金を徴収しない地区については150円を補助する。

(2) 食事補助金(会食会ボランティア分)

1 食単価450円以上の食事に対し、250円を補助する。ただし、会食会1回につき10食を補助の上限とする。

(3) 運営委員会開催補助金

1 地区社協年1回以上開催するものとし、年2,000円を補助する。

2 前項の補助金は、年2回(6月、3月)に分けて交付するものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、福井市社協会長が別に定める。

附 則

1 この要綱は平成16年4月1日から施行する。

2 福井市社会福祉協議会給食サービス事業運営要綱は廃止する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。